

23生産第4899号
平成23年10月26日

東北農政局生産部長 } 殿
関東農政局生産部長 }

生産局 総 務 課 長
農産部 穀 物 課 長
農産部 園 芸 作 物 課 長
農産部 地 域 作 物 課 長
農産部 技 術 普 及 課 長
農産部 農 業 環 境 対 策 課 長
畜産部 畜 産 企 画 課 長
畜産部 畜 産 振 興 課 長
畜産部 牛 乳 乳 製 品 課 長
畜産部 食 肉 鶏 卵 課 長

東日本大震災農業生産対策交付金における共同利用施設の復旧と農業機械等の 導入の推進に当たっての留意事項

今般の3月11日の東日本大震災では、津波等により多数の死者、行方不明者が発生するとともに、農地や家屋、農業用機械・施設等が流されるなどして仮設住宅等に避難している農業者も多い中で、被災農業者が明日に希望を見出し、一日も早く生活の再建と営農の再開が果たせるよう、被災農地の復旧対策等と合わせて、営農再開に向けた生産対策を適確に講じていく必要があります。

平成23年度1次補正予算においては、東日本大震災によって低下した農業生産の復旧等を目的として、東日本大震災農業生産対策交付金（以下「東日本交付金」という。）が措置されたところでありますが、震災後約半年が過ぎ、被災農業者においては、ようやく居住地の確保や農地・農業用施設の復旧状況等が見通せるようになったことから、多くの被災農業者が来季からの本格的な営農再開を目指して、必要な生産対策等について今後検討を深めていくものとみられ、東日本交付金の活用ニーズもさらに高まることが見込まれます。

ついては、こうした被災農業者の置かれた状況を踏まえ、被災地における生産対策等が

適確かつ効果的に講じ得るよう、東日本交付金の推進に当たっては、今後、以下の点に留意いただくよう、管下都道府県に対する指導をお願いいたします。

記

1 老朽化した被災共同利用施設の復旧等対策の進め方について

穀類乾燥調製施設等の共同利用施設の復旧等対策については、本年産米の収穫時期等に間に合わせるように応急的な対策に止めているケースがみられるが、老朽化した被災共同利用施設の中には、被害部位（建物や設備等の一部）のみならず被害を受けていない設備等についても劣化が相当程度進み、耐震性が不十分な場合がある。また、被災設備等を入れ替えようとしても、既に同様の型や方式のものが製造又は供給されていない場合も存在する。

このような中で、今般の東日本交付金は、単に被災箇所のみを補修・修繕するいわゆる「原形復旧」のみを対象としているわけではなく、余震等に備えた安全性の向上対策や、機能の高度化対策、再編整備対策等といった被災施設の安全性や効率性等の改善に資するいわゆる「改良復旧」も行い得るものとして措置したところである。

こうした経緯等に鑑み、特に、老朽化した共同利用施設については、被災箇所（設備等）のみの補修・修繕に止めることなく、施設の安全性や効率性等の観点から施設全体を点検し、設備等の仕様を今日的な技術レベルに刷新するよう当該施設の機能高度化を進める。その際、老朽化施設の判断目安としては、当該施設の本質的な機能を果たす基幹的な設備の経過年数が、法定耐用年数（例：農業用設備の場合は7年）の概ね2倍以上経過した施設を基本とし、施設の被災や設備等の老朽化の程度等を加味して判断する。

なお、本年産の収穫時期等に間に合わせるために、既に応急的・暫定的な復旧対策を実施した施設にあっては、今後、当該施設の休閑期に上記の本格的な復旧対策を実施することとし、事業計画の変更申請や追加交付申請等を行う。また、その際には以下に留意する。

- ① 既に別の補助金等（農林水産業共同利用施設災害復旧事業等）を受けて復旧対策等を行った施設について、同一年度内に東日本交付金を活用して本格的な復旧等対策を行う場合には、対策の内容が明確に区分できる場合のみが対象となること
- ② 東日本交付金により本格的な復旧対策を実施するに当たり、既に完了している応急的・暫定的な復旧工事を行った部分を取り壊さざるを得ない場合には、事業実施主体が県から事業計画書の変更承認を受けるとともに、既に実施済みの応急的・暫定的な復旧工事部分について交付金の交付申請対象額から除外する必要があること
- ③ 過去に補助金等を受給して整備した施設・設備であって、処分制限期間内にあるものをやむを得ず取り壊す場合には、あらかじめ管轄地方農政局長の承認を得るとともに、当該残存簿価に即して補助金相当額を返還する必要があること

- ④ 施設の再編整備や能力増強、高度化対策を講じる場合には、費用対効果分析を行い、一定の効用が見込まれる必要があること
- ⑤ 補助金の交付額は、原則として施設のメニュー毎に定められた上限事業費（２千トン以上の穀類乾燥調製貯蔵施設（米）の場合：計画処理量１トンにつき２４５千円）の１／２相当額以下となること

２ 農業機械等の導入対策の進め方について

被災地では、農地、家屋、農業用機械等が津波や地震で喪失・損壊し、生活の再建に多額の資金を要するなど、営農の再開に向けた農業機械の取得などが当面困難な被災農業者も多く見られる。

このため、農業機械等の導入に当たっては、被災農業者の初期投資額を軽減できるリース方式を積極的に推進する。

その際、産地競争力の強化に向けた取組では、原則５戸以上（知事特認で３戸以上）の農業機械の利用者（担い手等）とリース事業者とが、それぞれ２者間のリース契約を締結して農業機械等の導入を行うこととしているが、必要に応じて、事業実施主体であるＪＡ等が合わせて作業受委託（少なくとも１台の農業機械につき２戸以上）を斡旋して、当該農業機械を導入した効用が、当面、農業機械の導入が困難な高齢被災農業者等にも広くもたらされるよう配慮する。

また、被災地において、こうした高齢被災農業者等の作業受託を進める際に必要があれば、周辺の非被災農業者を農業機械の利用者に加えて取り組むことも可能とする（ただし、過半は被災農業者とする）。

さらに、園芸や畜産等の分野では、津波による被害が甚大なため、ひとつの地区の中で利用者が３戸以上さえも集まらないといった場合には、当該農産物の出荷や販売等を単位として、より広域なエリアでの事業の実施を検討する。

３ その他細部運用の周知について

事業実施要領に関するその他細部の運用の方法や被災地からの質問事項等については、随時、「県等からのお問い合わせへの回答」としてホームページ（http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/t_tuti/h23/index.html）に掲載するので、被災地関係者に周知する。